

議 事 内 容

- 専務理事 第 72 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。今年度最後の常設審議委員会となりました。今年度も依然としてコロナの感染が収まらない状況でしたが、無事毎月開催することができました。皆さま方のご協力ありがとうございました。さて、連日のニュースでご承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻が続いています。皆さん方も心を痛めておられると思いますが、農業分野でも原油価格のさらなる高騰による影響が懸念されます。一刻も早い終結を願っております。また、県内では鹿島市、神崎市、吉野ヶ里町が 3 月末で農業委員・推進委員の任期満了となり、4 月からは新制度になって 3 期目を迎えられます。農業委員会を取り巻く情勢が大きく変革する中ですが、引き続き委員活動がしっかり行えるようお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、ただいまから第 72 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 次に、前回、〇〇市(町)の案件について確認事項がありましたので、農業会議事務局から報告をお願いします。
- 農業会議事務局 (前回の案件(〇〇市(町)諮問、〇〇〇〇申請、バイオガス発電施設への転用)について報告)

議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条・2件、第5条・9件のほか、「農業委員会の最適化活動の推進等について」を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、〇〇市・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会から整理番号4-1、4-2の説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地であることから農用区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するため、許可相当と判断しております。

なお、雨水排水は、自然地下浸透及び敷地内に新設する特殊排水設備、土水路に石積を設置して流れを穏やかにして浸透させながら流す設備、及び沈砂池を介して北側の道路側溝に放流する計画となっております。また、申請者より、昨年7月の大雨の時にも土砂流出の被害は出なかったと聞いております。

整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない

小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得るに該当することから許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

当該地については過去みかん園でありましたが、荒廃し傾斜がきつい状況で、所有者が形状変更されていた経緯があり、始末書が添付されています。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の集合住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の流通業務施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の建売住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

整理番号5-9、〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長

農地法第4条関係2件、第5条関係9件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長

はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員	転用申請の理由の中に、農地としての利便性を向上させるため、農地の形状変更届出をし盛土を行っていたが、想定より期間がかかっているためとありますが、これは最終的には農地にするのですか。
〇〇農業委員会	はい、農地に復元されまして、最終的には玉ねぎ畑にすると聞いております。
〇〇委員	現状では山林とか畑であったものを盛土して最終的には農地にするということなんですね。
〇〇農業委員会	はい。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 12ページの拡大図の中で上の方が残っておりますけれど、これは後の計画、2次計画が予定されているのでしょうか。それと、残った土地について、水の利用とか排水計画というのはどのようなになっているのでしょうか。

〇〇農業委員会 ご質問のとおり、こちらは田圃として農地が残っております。こちらにつきましては地元の委員さんもいらっしゃいますので、地元と協力しながら管理を行っていくということで伺っております。取水排水につきましては、元々この南側の建売分譲住宅と書かれている部分も農地転用で分譲住宅になったものなんですけど、この転用の許可が出た際に、開発道路の側溝の下を、今の申請地の辺りに管を伸ばして用水管を設置されております。今回の申請に伴いましてそこがなくなるのですが、今回また開発道路がありまして、そこに用水管を設置されまして、用水用の吐出口を設置される予定となっております。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	排水計画についてお尋ねしますが、ここにはバイオマス発電の原料を持ってくるのですか。
〇〇農業委員会	資材というのが、今回木材を使ってのバイオマス発電になるんですけど、木材用のペレットをコンテナに積んで海上輸送してきて、それをコンテナのままこちらに置くような形になります。道路、通路となっている部分以外は舗装しない予定になっておりますので、基本は地下浸透となり、越流した場合に備えて沈砂池を2箇所設けて、そちらで受けた後に道路側溝に繋ぎ込むということで計画をされております。
〇〇委員	コンテナのまま置くわけですね。分かりました。
〇〇委員	参考までにお聞きします。いたずらなどされないように、周りにフェンスとかは全然作られないのでしょうか。
〇〇農業委員会	事業者には何か盗難防止等の対策はするのかと確認はしましたけれど、コンテナをそのまま置くことを想定しているので盗難等は考えていないということで、人員の配置やフェンス等の設置はないと聞いております。
山口委員	そしたら、いたずらして燃やしたりできない形のコンテナですね。
〇〇農業委員会	そうですね、海上輸送のコンテナを想像していただければよいと思いますが、あれに火を付けるのは困難かなと思います。

- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 バイオマスの発電所というのはどこにあるのですか。
- 〇〇農業委員会 発電所は現在建設中でありまして、広域図を見ていただいて、申請地の〇と右手の方に〇〇港がありますが、そのおよそ中間地点、△で〇〇山とあるちょうど北辺りに発電所を建設予定となっております。
- 〇〇委員 分かりました。
- 議長 他にございますか。
- 〇〇委員 海上コンテナというの13m以上あると思います。それで、道路は主にどこを通過して搬入されますか。右側の道路だと4.5m位と書かれているようで、通りづらいと思われそうですが、そこら辺の地元との話し合いというのはどうなっていますか。
- 〇〇農業委員会 このゼンリン地図がちょっと古いようで、広い道が通っています。
- 〇〇委員 それはどこら辺になりますか。
- 〇〇農業委員会 地図ではずっと蛇行していますが、一番上の交差点のところから西部地区共乾と書かれているところまで、まっすぐ道が走っています。そこを通過してくれば、トレーラーが通れないということはないかと思えます。
- 〇〇委員 現時点では何m位の幅になっていますか。
- 〇〇農業委員会 6m位の道路になっているかと思えます。
- 〇〇委員 普段は農家の方はあまり使用されていないような道路なんですか。
- 〇〇農業委員会 ここは農家よりは原発関係者の方がよく通られる道にはなります。
- 〇〇委員 そこら辺は地域の話し合いというのが大事なことじゃないかなと思います。トレーラーとなると全長が25m以上になりますから、事故等があるんじゃないかという気がしましたので、幅員がどの位あるかということをお聞きしました。分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の集合住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の
流通業務施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の
建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の
建売住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 参考までにお尋ねしたいのですが、転用地の価格が19,402千円、これ
はこの地区においては標準的なんでしょうか。かなり高いなと感じます
が。

〇〇農業委員会	高いという印象は受けるんですけども、広域図を見ていただくと色が付いている部分が市街化区域になりまして、市街化区域とこちらの農地の価格を比べてみると際だって高くはないというところです。
〇〇委員	はい、ありがとうございました。
委員一同	他にございませんか。
議長	(意見・質問等なし)
常設審議委員	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	〇〇市(町)で前に水のことですいろいろな反対がありましたが、他のところはそういう動きはないんですね。〇〇市(町)は今あちこち山の方が太陽光になっているので、どうかなと思いました。
〇〇農業委員会	最初にあったところとは会社が違って来るんですけども、その地区の申請においては、許可後も業者さんが地区との話し合いをされて、地区からの要望に応じて、話し合いをしながら建設を進めていかれたところです。先月から出ている〇〇〇〇さんについては、反対意見は特にありません。
〇〇委員	分かりました。
〇〇委員	権利の関係ですが、地上権設定は永久なんでしょう。例えば、30年とかで切っているのではないですか。

〇〇農業委員会	契約では23年となっております。
〇〇委員	資料に一言書いてもらった方がいいと思います。
〇〇農業委員会	次回から記載するようにいたします。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係2件、第5条関係9件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「農業委員会による最適化活動の推進等」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	新規参入者について、農地、田を使っての新規参入は少ないんですよ。ほとんどの方が、いちごなりアスパラとかです。だから正直、1割なんてどうかと思います。

議長	農業会議の事務局から各市町に説明に行ったときに、最適化推進委員さん等の仕事をどんどん増やして手当は昔のままとか、そういう意見も出てきているようです。これは佐賀県だけじゃなく、どこでも変わらないと思います。各都道府県農業会議から全国農業会議所に意見として出てくるのをまとめた形で、国の方にもっと真剣に考えなさいという方向にしていかないといけないと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は4月15日となりますのでご予約をお願いします。

14時50分